

## <無店舗取次店営業届の記入例>

---

### ○記載事項の説明

- |                  |       |   |
|------------------|-------|---|
| ① クリーニング師        | ----- | 従事者中にクリーニング師がある場合のみ記入してください。その場合、免許証を確認しますので、免許証の原本を持参してください。   |
| ② 事業譲渡によって届出する場合 | ----- | クリーニング業法第5条第2項の届出をした業者から当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載した場合は、開設届への譲渡人の署名又は当該営業を譲り受けたことを証する書面（契約書等又は事業譲渡証明書）の写し等の添付等によって証明してください。 |
| ③ 併せて提出する書類      | ----- | 洗濯物の処理を名古屋市外のクリーニング所で行う場合は、そのクリーニング所が営業していることを確認できる書類（確認済証の写し等）を添付してください。   |

行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

<記入例>

無店舗取次店営業届

〇〇年 〇月 〇日

(宛先)名古屋市保健所長

住 所 **名古屋市中区三の丸三丁目1番1号**

氏 名 **名古屋 城太郎**

**昭和35年 4月 1日生**

電話番号 **972-XXXX**

〔法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名〕

無店舗取次店を営業しますので、クリーニング業法第5条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

無店舗取次店の名称	<b>市役所クリーニングテリバリー</b> 電話番号 <b>972-XXXX</b>	
営業区域	<b>名古屋市中区</b>	
業務用車両	台数	<b>1台</b>
	自動車登録番号 又は車両番号	<b>名古屋440あ〇〇-〇</b>
	種別	<b>普通荷物車</b>
	保管場所	<b>名古屋市中区三の丸三丁目1番1号</b>
	構造の概要	<b>洗濯物容器2、仕上がり品容器2</b>

事業譲渡に伴う届出をする場合

「事業譲渡に伴う届出」に該当しない場合は  
記入の必要はありません。

② クリーニング業法第5条 第2項の届出をした営業 者から当該営業を譲り受 けたことを証する旨	譲渡の事実を証するもの
	1 譲渡人の署名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）  2 当該営業を譲り受けたことを証する書類（契約書等又は事業譲 渡証明書）の写し等

注 事業譲渡の場合には、譲渡者に譲渡の事実を確認させていただく場合があります。

従 事 者	① ク リ ー ニ ン グ 師	氏 名	年 月 日生	
		住 所		
		登録番号		
	その他の従事者	氏 名	<b>愛知 県子</b>	
		氏 名		
		氏 名		
クリーニング業法第3条第3項 第5号に規定する洗濯物の取扱い		取り扱う ・ <b>取り扱わない</b>		
洗濯物を処理するクリーニング所		名 称	<b>市役所クリーニング</b>	
		所在地	<b>名古屋市中区三の丸三丁目1番1号</b>	
営業開始予定年月日		〇〇年 〇月 〇日		

(併せて提出する書類)

- 1 他にクリーニング所を開設しているときは、その営業所の名称、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名
- 2 他に無店舗取次店を営んでいるときは、その取次店ごとの名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号、従事者数並びにクリーニング師の氏名
- ③ 3 洗濯物を処理するクリーニング所が営業していることを確認できる書類
- 4 事業譲渡に伴う届出をする場合に、クリーニング業法第5条第2項の届出をした営業者から当該営業を譲り受けた旨を証する書面（契約書等又は事業譲渡証明書）の写し等によって証する場合はその書類

(事業譲渡に伴う届出を行う場合)

**「事業譲渡に伴う届出」に該当しない場合は省略できないため、記入の必要はありません。**

クリーニング業法第5条第2項の届出をした営業者から当該営業を譲り受けた者が、当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載した場合において、次に掲げる記載事項及び提出書類の内容に変更がないときは、その記載及び添付を省略することができます。

省略できる記載事項及び提出書類（省略するものにチェックしてください。）

記載事項		営業区域
		業務用車両の構造の概要
		クリーニング師の氏名、住所、生年月日及び登録番号
		従事者の氏名
		洗濯物を処理するクリーニング所の名称及び所在地
		クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱わない無店舗取次店にあつては、その旨
提出書類		洗濯物を処理するクリーニング所が営業していることを確認できる書類